

運 免 第 6 5 0 号
令 和 3 年 1 0 月 2 2 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

取消処分者講習実施要領の制定について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に定める取消処分者講習については、「取消処分者講習実施要領の制定について」（令和3年3月25日付け運免第1181号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、旧通達について所要の改正を行い、別添のとおり「取消処分者講習実施要領」を制定し運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の運用に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 別記様式第4号取消処分者講習の受講案内の予約先電話番号の内線番号を削除するとともに、講習手数料の金額を削除した。
- (2) 別記様式第7号取消処分者講習終了証明書発行台帳の契印欄を廃止した。

2 運用開始日

令和3年10月22日

担当 運転免許課
高齢運転者等支援係

別添

取消処分者講習実施要領

第1 総則

1 目的

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項は、公安委員会は、法第108条の2第1項第2号に定める取消処分者講習については、指定講習機関に行わせることができる旨を規定している。

この要領は、運転免許を再取得する際の運転免許試験の受験資格として義務付けられた取消処分者講習を適正、かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 取消処分者講習を実施するために必要な事務

取消処分者講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。

3 指定講習機関の申請及び報告等の経由先

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）が公安委員会に対して行う申請及び指定後の報告等は、運転免許課長を経由して行うものとする。

第2 基本的留意事項

1 指定講習機関の指定の申請

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人等は、「指定講習機関指定申請書」（青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）別記様式第38号）に、指定講習機関に関する規則（平成2年5月国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。）第2条第2項に定める書類を添付し青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請するものとする。

2 指定講習機関の指定等

(1) 指定書の交付及び公示

公安委員会は、指定講習機関として指定をしたときは、「指定書」（別記様式第1号）を交付するものとする。

また、公安委員会は、講習規則第3条の規定により、当該指定講習機関に係る講習規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び指定を行った年月日を公示するものとする。

(2) 公示事項等の変更届出及び公示

指定講習機関は、講習規則第4条第1項の規定により、公示事項等を変更しようとするときは、「公示事項等変更届」県規則別記様式第39号により公安委員会に届出するものとする。

講習規則第4条第3項に規定する届出は、変更に係る書類を送付することにより行うものとする。

公安委員会は、講習規則第4条第1項に規定する届出を受けたときは、同規則第4条第2項の規定により、当該変更に係る事項を公示するものとする。

(3) 適合命令

公安委員会は、指定講習機関が法第108条の4第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、「命令書」(別記様式第2号)により必要な措置をとることを命ずる(適合命令)ものとする。

(4) 講習業務規程の認可申請等

ア 認可申請

指定講習機関は、講習規則第9条第1項の規定により、取消処分者講習の開始前に、取消処分者講習の業務に関する規程(以下「講習業務規程」という。)を定め、「講習業務規程認可申請書」(県規則別記様式第40号)に当該講習業務規程を添えて公安委員会に提出し、認可を受けるものとする。

イ 講習業務規程の変更の認可申請

指定講習機関は、講習規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、「講習業務規程変更認可申請書」(県規則別記様式第41号)を公安委員会に提出し、認可を受けるものとする。

(5) 講習の休廃止の許可申請

指定講習機関は、講習規則第14条第1項の規定により、取消処分者講習を休止又は廃止するときは、「講習の休廃止の許可申請書」(県規則別記様式第42号)を公安委員会に提出し許可を受けるものとする。

公安委員会は、休廃止の許可をしたときは、講習規則第14条第2項の規定により公示するものとする。

(6) 指定講習機関の指定の取消し

ア 弁明の機会の付与

公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関としての指定の取消しをしようとするときは、青森県行政手続条例(平成7年7月青森県条例第17号)第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与するものとする。

イ 弁明書の通知

弁明の通知は、「弁明通知書」(青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年12月公安委員会規則第9号)別記様式第16号)により行うものとする。

ウ 指定の取消しの公示

公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により、その旨を公示するものとする。

3 講習指導員及び運転適性指導員

(1) 講習指導員の要件(公安委員会が実施する場合)

公安委員会が実施する講習においては、警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員とするほか、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保すること。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

イ 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

ウ 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

エ 人格、識見ともに優れていること。

オ 飲酒取消講習を実施する場合において、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に定めるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医によるそれぞれの教養を受けていること。

(2) 運転適性指導員の要件（指定講習機関が実施する場合）

指定講習機関が実施する講習においては、講習規則第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

飲酒取消講習を実施する場合においては、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員に、アルコール依存症の専門医による教養を受けさせること。

なお、同条第5号の要件を満たす者は、「指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件」（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を終了した者又は別に定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者とする。

(3) 講習指導員及び運転適性指導員の資質の向上

講習指導員及び運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）については、別に定めるところによる実務実習を実施するほか、教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めるものとする。

なお、研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を招致するなど、その内容の充実に努めるものとする。

(4) 講習指導員等の服装

服装は、活動に便利なもので、かつ講習指導員としてふさわしいものとする。

4 取消処分者講習組織系統表の提出及び運転適性指導員の解任等

(1) 取消処分者講習組織系統表の提出

指定講習機関が運転適性指導員を選任したときは、「取消処分者講習組織系統表」（別記様式第3号）を作成し、その都度、公安委員会に提出するものとする。

(2) 運転適性指導員の解任等

ア 解任等の届出

指定講習機関は、運転適性指導員が運転免許（以下「免許」という。）の行政処分を受け、又は運転適性指導員として適当でないと認められる事由が生じたこ

とにより当該指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習に従事することを禁止したときは、公安委員会に届け出るものとする。

イ 解任命令、退職者の届出等

指定講習機関は、公安委員会からの運転適性指導員の解任命令により運転適性指導員を解任したとき、又は任意退職等により解任したときは、公安委員会に届け出るものとする。

5 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な教材を備えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、取消処分者講習を行う設備、教室等については、当該講習を最も効果的に行うことができるように専用のを整備するよう努めること。

6 講習用教材

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第2項第3号に基づき、講習用教材を次のように整備するものとする。

(1) 教本及び視聴覚教材等

取消処分者講習で使用する教本は、別添1の内容について正確にまとめられたものを使用すること。

また、本県の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するほか、筆記による検査のため、所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備するものとする。

(2) 自動車等

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

(4) 運転適性検査器材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要

な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備するものとする。

(5) 実車による指導に必要な器材等

実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めるものとする。

第3 取消処分者講習実施上の留意事項

1 講習対象者

講習は、取消処分者等及び準取消処分者等を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

(1) 運転免許の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

2 受講予約、受講申請の受理等

(1) 運転免許を取得できる者であることの確認の徹底

取消処分者講習を受講したい旨の申出を受けたときは、別途指示する執務資料「受験資格調査依頼等に対する対応要領」（以下「受験資格調査対応要領」という。）に基づき、事前に、運転免許試験に合格した場合の運転免許の拒否・保留基準該当の有無及び運転免許試験受験前の取消処分者講習受講の必要性の有無等についての調査（以下「受験資格調査」という。）を行い、運転免許試験に合格しても免許を受けることができない者や、運転免許試験の受験資格として取消処分者講習が義務付けられていない者が、当該講習を受講することがないよう配意するものとする。

(2) 受講予約の受付場所

ア 取消処分者講習の受講予約の受付は、受験資格調査を終了した受講希望者本人が、青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を直接訪問し予約申込みした場合及び受講希望者本人が運転免許課へ電話により予約申込みした場合に行うものとする。

イ 弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許試験場及び県内各警察署（以下「警察署等」という。）に受講予約が直接行われた場合は、当該警察署等の長は、受験資格調査の実施の有無を確認し、未実施の場合は速やかに受験資格調査を行うとともに、調査終了後に前記アのとおり受講予約が可能であることを受講希望者に対し教示すること。

ウ 指定講習機関に受講予約が直接行われたことを認めた場合は、これを受理することなく、受講希望者に対し、事前に運転免許課又は警察署等において受験資格調査が必要であること及び調査終了後に前記アのとおり受講予約が可能であることを教示するよう指定講習機関に促すこと。

(3) 受講予約の受理要領

ア 運転免許課を直接訪問しての予約申込みの場合

(ア) 受験資格調査の実施確認

運転免許課を直接訪問しての予約申込みがなされた場合は、受験資格調査対応要領に基づき、関係書類により、受験資格調査実施済みの者であることを確認するものとする。

(イ) 受講場所等の決定

受講場所、受講日等の選別は、公安委員会及び県内各指定講習機関の講習実施計画を確認し、予約申込者の希望等を考慮して決定するものとする。

(ウ) 予約内容の確認等

決定した受講予約内容について、文書の交付は行わず、口頭で教示するものとする。

この場合において、受験資格調査受理時に交付している別記様式第4号「取消処分者講習の受講案内」（以下「受講案内」という。）の「3 受講予約内容」欄に、決定した受講予約内容を予約申込者自身に記載させ、正確に伝達されたことを確認するものとする。

イ 運転免許課への電話による予約申込みの場合

(ア) 受験資格調査の実施確認

運転免許課へ電話による予約申込みがなされた場合は、受験資格調査対応要領に基づき、必要事項を聴取し、受験資格調査実施済みの者であることを確認するものとする。

(イ) 受講場所等の決定

前記ア、(イ)と同様とする。

(ウ) 予約内容の復唱確認等

決定した受講予約内容について、文書の交付は行わず、電話により口頭で教示するものとする。

この場合において、受験資格調査受理時に交付している受講案内の「3 受講予約内容」欄に、決定した受講予約内容を予約申込者自身が記載するよう教示するとともに、予約内容を復唱させ、正確に伝達されたことを確認するものとする。

ウ 取消処分者講習受講申込書の作成

取消処分者講習の受講予約を受理し、公安委員会又は県内各指定講習機関における受講を指定した場合は、その者に係る「取消処分者講習受講申込書（通知票）」（別記様式第5号）を作成するものとする。

この場合において、電話による予約申込みをした者については、予約内容を復唱確認した結果を取消処分者講習受講申込書（通知票）に記録するものとする。

エ 指定講習機関への通知

公安委員会は、指定講習機関での受講を指定した場合は、その者に係る取消処分者講習受講申込書（通知票）の写しを作成し、指定講習機関に送付するものとする。

(4) 取消処分者講習受講申請書の受理

講習受講の申請は、受講当日、講習会場において「取消処分者講習受講申請書」

(県規則別記様式第24号)を作成させ、これに顔写真2枚を添付したものを提出させて行うものとする。

(5) 講習手数料等の徴収等

ア 公安委員会が実施する場合

受講申請書に、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第101号。以下「手数料条例」という。）に定める額を青森県収入証紙により徴収するものとする。

イ 指定講習機関が実施する場合

手数料条例に定める額を徴収するものとする。

3 講習時間及び実施期間

講習時間は13時間(府令第38条第2項第5号)とし、飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）は、13時間を連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第2日目を指定すること。

飲酒取消講習は、13時間を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施すること。

ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定することができるものとする。

4 学級編成

(1) 学級編成の基本

1学級は、1グループ3人単位の3グループ計9人の編成を基準とする。

(2) 講習指導員等の配置

1グループについて講習指導員等1人が担当するとともに、1学級につき補助者を1人充てることを原則とする。

なお、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てること。

(3) 講習学級の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車や二輪車の学級編成を行い、講習対象者の区分は、原則として、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

5 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

(1) 筆記又は口頭による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編73C」又はこれと同等水準以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うものとする。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付するこ

と。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、検査結果を記載した診断票に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

(3) 実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所の設定

現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断をする場合、講習効果の観点から、原則として道路において行うこととし、その際には、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識及び法第87条第3項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示すること。

その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うこと。

技能診断を実施する場所（以下「講習路」という。）及び内容については、四輪車学級については別添2「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車学級については別添3「二輪車技能診断課題設定の基準」に基づき、設定すること。

なお、講習用車両には「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）に表示するものとする。

イ 使用車両

受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置をとることができるものとする。

(ア) 大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(イ) 中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ウ) 準中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用すること。

(エ) 大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるとともに、必ず補助ブレーキを備えたものを持ち込ませること。

ウ 運転技能診断

運転技能診断は、「運転技能診断票」（別記様式第6号）を使用して行い、終了後に当該診断票を受講者に交付するものとする。

(4) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うものとする。

イ 使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を受けようとする者に対しては、原動機付自転車用運転シミュレーターを

整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

6 講習指導案

一般の講習については「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1及び別表第2）」に、飲酒取消講習については「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に準拠し、13時間の範囲において講習指導案を作成の上、実施すること。

なお、降雪等の悪天候等の事情により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えないものとする。

7 取消処分者講習終了証明書の交付等

(1) 取消処分者講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対しては、「取消処分者講習終了証明書」（県規則別記様式第25号。以下「終了証明書」という。）に受講申請時に受理した顔写真1枚を貼付した上、押出しスタンプにより刻印をして交付し、副本にも同様に顔写真を貼付して保管すること。

なお、指定講習機関において終了証明書を交付したときは、その写し1枚を公安委員会に送付するものとする。

(2) 終了証明書発行台帳

終了証明書を発行したときは、「取消処分者講習終了証明書発行台帳」（別記様式第7号）に必要事項を記載し保管するものとする。

8 終了証明書の再交付

講習を終了した者が終了証明書を亡失、滅失又は棄損し、再交付を求めた場合は、「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第8号。以下「再交付申請書」という。）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付すること。また、指定講習機関で再交付した場合には、再交付申請書及び終了証明書の副本の写しを公安委員会に送付するものとする。

なお、講習を終了後、他の公安委員会が管轄する住所地に転居して終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由し、本県公安委員会あてに申請させること。

9 各種事故の防止

公安委員会及び指定講習機関は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員等には特段の配意をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるにあたり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するとともに、指定講習機関において講習に関して発生した各種事故については、公安委員会に即報すること。

第4 事務処理上の留意事項等

1 講習の実施計画

指定講習機関は、「取消処分者講習実施計画書」(別記様式第9号)により、四半期毎に講習実施計画を策定し公安委員会に報告すること。

2 実施結果の報告

指定講習機関において講習を実施したときは、「取消処分者講習結果報告書」(別記様式第10号)により、速やかに公安委員会に報告すること。

3 月報の報告

指定講習機関は、毎月10日までに、前月の実施結果を集計した「取消処分者講習月間実施報告書」(別記様式第11号)を作成し、公安委員会に報告すること。

4 事業報告等

指定講習機関は、講習規則第13条の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出するものとする。

5 講習受講済の登録

公安委員会は、前記2の実施結果の報告を受けたときは、運転者管理システムに確実に登録をすること。

6 講習効果の測定

公安委員会は講習の効果測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

7 初心運転者講習との区分の明確化

指定講習機関の指定は、講習の種類を特定して行うので、法第108条の6に規定する講習業務規程の申請・変更、講習規則第11条に規定する講習結果報告書の提出等の各種手続については、初心運転者講習に係る手続とは明確に区分して行うものとする。

8 講習業務規程の変更等

法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等講習規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であるので、確実に変更の認可申請をするものとする。

また、指定講習機関の講習の休廃止については、法第108条の10の規定により公安委員会の許可が必要となるので、休廃止を行おうとするときは、特別な事情がない限り、十分な時間的余裕をもって申請すること。

9 保秘の徹底

法第108条の7第1項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課せられており、また、同条第2項の規定により、講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、いわゆる「みなす公務員」とされている。したがって、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区分し、適正な業務管理に努めるとともに、受講者に関する情報はもとより、講習に係る各種情報に対する保秘を徹底すること。

10 講習実施に伴う連絡等

講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、講習規則第18条

の規定に基づき、指定講習機関は、取消処分者講習の実施について公安委員会と連絡を密にするとともに、公安委員会は、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を積極的に行うものとする。

11 備付簿冊

指定講習機関は、次の簿冊を備え付けるものとする。

番号	備付簿冊	保存期限	備考
1	取消処分者講習組織系統表	1年	異動の都度加除訂正
2	取消処分者講習終了証明書発行台帳	1年	
3	取消処分者講習終了証明書の副本	1年	
4	取消処分者講習終了証明書再交付申請書(控)	1年	
5	取消処分者講習実施結果報告書(控)	5年	
6	取消処分者講習月間実施結果報告書	1年	
7	取消処分者講習実施計画書(控)	1年	

別添 1

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表第1 取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	120分	個別的指導			
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路 仮免のない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
第2日	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。 場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講者全員に対し補助者1人
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	90分	個別的指導			

	(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。					
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしなが講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第2 取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	運転技能の診断(1-1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1-2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所、短所の説明 (3) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	120分	個別的指導			
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること	はじめに、技能運転の診断1-1と同じ慣熟走行を実施し、昨日の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、技能運転の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断1-1に同じ。

第2日			なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。					
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第3 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	90分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路仮免のない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器		
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人	
道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転するこ	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車		

第2日	安全運転実行のための指導・助言	と。 (1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながらか講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第4 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器		
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材		
	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、	はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれ				大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断(1)に同じ。	

第2日	運転技能の診断(2)	<p>小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること</p> <p>(3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること</p> <p>(4) 二輪車の特性に応じた走行をすること</p>	<p>ば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。</p> <p>そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。</p> <p>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。</p>	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		
	安全運転実行のための指導・助言	<p>(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>適性・技能診断書を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながらか講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

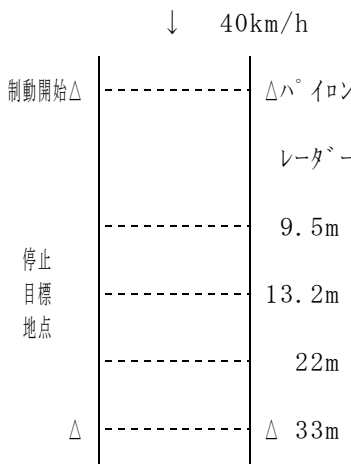
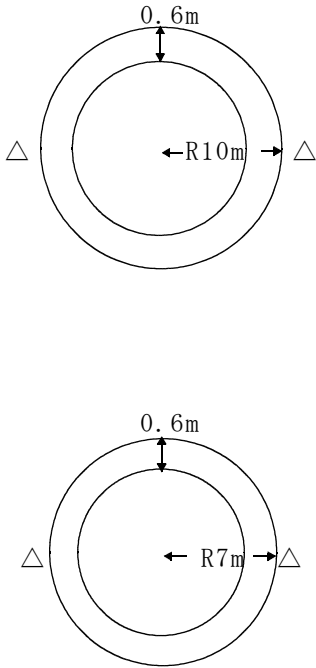
3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別添 2

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

コース別	講習路形状	診断の着眼点
<p>1 道路 (所要時間 15～20分) (走行距離 4～5 km)</p>	<p>普通免許の技能試験コースに 準じたものとし、 (1) 広路 (往復2車線の内側) 交通量の少ない所を1箇所入れた方がよい。 (2) 狭路 商店街(ない場合は、細街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース (所要時間 10～15分) (走行距離 2～3 km)</p>	<p>(1) 外周、外回り (2) 外周、内回り (3) クランクS字 (4) 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき 減速調整 飛び出しに対する警戒状況</p>

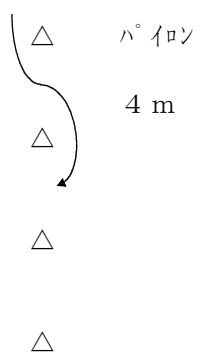
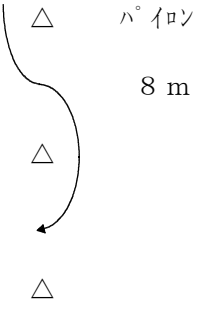
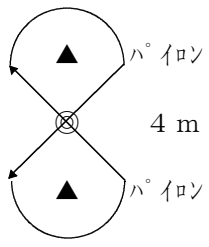
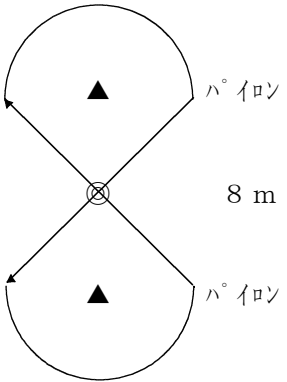
二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導のねらい
1 慣熟走行		①最初は低速で外周を走行する。 ②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 ③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。
2 目標制動		①40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。 ②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。 ⑤ギアは4速以上とする。(エンジンブレーキがかからないため) ⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。
3 コーナリング		①一定の速度で旋回させる。 ②指示速度は、10km/hから2～3km/hずつあげる。 ③半径10m円が設置できない場合は、半径7mでもよい。 ④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。 ⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。

○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。
 ○バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる

○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。
 ○曲率と自分の限界速度を自覚させる。

<p>4 スラローム</p>	 	<ol style="list-style-type: none"> ①パイロン間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。 ②走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③他の受講者に通過時間を計測させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアーできないことを認識させる。
<p>5 8 の字旋回</p>	 	<ol style="list-style-type: none"> ①パイロン間隔 4 m では単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。 ②パイロン間隔 8 m では 2 台同時に走行させ、4 周した後離脱し、次の受講者を進入させる 	<ul style="list-style-type: none"> ○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。

<p>6 緊急制動</p>	<p>↓ 40km/h</p> <p>制動開始△</p> <p>△ハ°イロン</p> <p>レーダー</p> <p>8.3m</p> <p>13.2m</p> <p>ハ°イロン▲</p> <p>を移動する</p> <p>▲ 22m</p> <p>無線信号灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 40km/h~50km/hで行う。ただし、原付は30km/h~40km/hとする。 ② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う ③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。 ④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。 ⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制動の限界を認識させる。 ○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。
<p>7 緊急回避</p>	<p>↓ 40km/h</p> <p>▲</p> <p>1.5m</p> <p>1.5m</p> <p>① 右旋回</p> <p>② 制動</p> <p>③ 左旋回</p> <p>レーダー</p> <p>▲</p> <p>無線信号灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 指示速度を必ず守らせる。 ② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。 ③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。 ④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。

第 号

指 定 書

所在地

名 称

道路交通法第108条の4第1項
の規定により指定講習機関として
指定する。

特定講習の種別

取消処分者講習

年 月 日

青森県公安委員会 印

命 令 書

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

法第108条の8 第1項 の規定による下記の措置をとることを
第2項 命ずる。

措 置	
-----	--

別記様式第3号

取消処分者講習組織系統表

(年 月 日現在)

指定講習機関名

連番	職名及び担当区分	氏名	生年月日	備考
	設置者（代表者）			
	管理者			
	講習業務部長			
	手数料出納責任者			
	講習終了証明書発行責任者			
	特定講習指導員			
	特定講習補助員			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

取消処分者講習の受講案内

1 受講予約関係

予 約 先	青森県運転免許センター内 運転免許課 電話 017-782-0081 (代表)
予 約 方 法	<p>上記予約先へ直接お越しいただくか、電話で受講の予約をしてください。</p> <p>◎ 予約受付時間 平日8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)</p> <p>◎ 受験資格調査の実施確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格調査がお済みでない方の予約は受け付けておりません。 ・ この調査がお済みの方は、調査時に付与された「受理番号」を確認させていただきます。 <p>◎ 講習受講日の指定 受講日はこちらで指定することになります。</p>

2 講習会場等

講習会場 会場ごとに時間が異なりますのでご確認ください。	○ 青森県運転免許センター 青森市大字三内字丸山198番地4 (電話 017-782-0081) ※食堂がありませんので、昼食は各自ご準備ください。	1日目 9:00～17:00 2日目 9:00～16:00
	○ 青森モータースクール 青森市妙見一丁目2番2号 (電話 017-738-2246)	1日目 10:00～18:00 2日目 10:00～17:00
	○ 八戸モータースクール 八戸市石堂四丁目7番32号 (電話 0178-28-2145)	1日目 10:00～18:00 2日目 10:00～17:00
	○ 弘前モータースクール 弘前市大字和泉一丁目3番地1 (電話 0172-28-2525)	1日目 9:00～17:00 2日目 9:00～16:00
	○ 下北自動車学校 むつ市南町2番4号 (電話 0175-22-3736)	1日目 10:00～18:00 2日目 10:00～17:00
	○ 三八五オートスクール八戸 八戸市大字長苗代字中坪107番地2 (電話 0178-27-5600)	1日目 10:20～18:20 2日目 10:20～17:20
持参する物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取消処分者講習の受講案内 …………… この案内書 ・ 講習手数料 …………… 円 ・ 写真 (縦3.0cm×横2.4cmの大きさ) …………… 2枚 ・ 仮免許証 …………… 仮免許証のある方 ・ その他 …………… 筆記用具、取消処分書 	
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 講習当日は、1日目及び2日目ともに講習開始時間の10分前までに会場へお越しください。 2 講習では運転技能の実習を行いますので、運転に適した服装をお願いいたします。また、眼鏡等が必要な方は、各自で準備願います。二輪車及び原付車の講習を受講する方は、ヘルメット、手袋、雨衣(雨天時)等の準備が必要となります。 3 二日酔い等、酒臭をさせての受講はできませんので注意してください。 4 講習手数料は1日目の支払いとなります。やむを得ない理由以外で2日目を欠席した場合は、1日目の受講が無効となり、講習手数料も返還できません。 	

3 受講予約内容 (必要事項を記載しご利用ください)

予約番号	<input type="checkbox"/> 公安 <input type="checkbox"/> 青モ <input type="checkbox"/> 八モ <input type="checkbox"/> 弘モ <input type="checkbox"/> 下北 <input type="checkbox"/> 三八五	第 一 号
氏 名		
講習日	第1日目	月 日 (曜日)
	第2日目	月 日 (曜日)
受講車両	<input type="checkbox"/> 四輪(MT・AT) <input type="checkbox"/> 二輪(MT・AT) <input type="checkbox"/> 原付	

※ 講習を予約した方は、持参する物を忘れずに時間までに出席してください。

取消処分者講習受講申込書（通知票）

受 理	<input type="checkbox"/> 直接申込		<input type="checkbox"/> 電話予約		<input type="checkbox"/> 復唱確認した	
	年 月 日		午前・午後		時 分	
	係 階級		氏名			
予約番号	<input type="checkbox"/> 公安 <input type="checkbox"/> 青モ <input type="checkbox"/> 八モ <input type="checkbox"/> 弘モ <input type="checkbox"/> 下北 <input type="checkbox"/> 三八五				第 ー 号	
受講日	月 日() ~		月 日()			
住 所						
ふりがな氏名	(旧姓) 男・女		生年月日 (年 齡)	年 月 日 (歳)		
連絡先	自宅 ー ー		携帯 ー ー			
受講車両	<input type="checkbox"/> 四輪(<input type="checkbox"/> MT <input type="checkbox"/> AT)		<input type="checkbox"/> 二輪		<input type="checkbox"/> 小・普・大 <input type="checkbox"/> MT <input type="checkbox"/> AT <input type="checkbox"/> 該当なし(小特) <input type="checkbox"/> 原付	
仮免有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		自動車学校	<input type="checkbox"/> 未入校 <input type="checkbox"/> 入校中 <input type="checkbox"/> 卒業済		
免 番	年 月 日 時 分 秒 修正 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
処分事由	<input type="checkbox"/> 取 消 (回目) <input type="checkbox"/> 拒 否 <input type="checkbox"/> 禁 止 <input type="checkbox"/> 準取消		取消又は失効免許の種別			
欠格期間	<input type="checkbox"/> 1 年 <input type="checkbox"/> 2 年 <input type="checkbox"/> 3 年 <input type="checkbox"/> 4 年 <input type="checkbox"/> 5 年以上					
	期 間	年 月 日 ~				年 月 日 まで
	延長 (無免許) 年 月 日 までの 年拒否期間該当					
処分原因	交通事故 <input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> その他()					
	交通違反 <input type="checkbox"/> 無免許 <input type="checkbox"/> 酒気帯 <input type="checkbox"/> 酒酔い <input type="checkbox"/> 速 度 <input type="checkbox"/> その他取消処分原因違反					
	不明等 <input type="checkbox"/> 不 明 <input type="checkbox"/> 違反外() ()					
欠格期間 経過年数	<input type="checkbox"/> 期間内		<input type="checkbox"/> 1年未満		<input type="checkbox"/> 2年未満	
	<input type="checkbox"/> 5年未満		<input type="checkbox"/> 5年以上		<input type="checkbox"/> 3年未満 <input type="checkbox"/> 4年未満	
記 事 (違反歴等)	違反等年月日	違 反 内 容 等		点数	備 考	
	年 月 日	-----			-----	
	年 月 日	-----			-----	
	年 月 日	-----			-----	
	年 月 日	-----			-----	
	年 月 日	-----			-----	
	年 月 日	-----			-----	
	年 月 日	-----			-----	

※取消講習済
登録使用欄

本 籍	---	コード	---	---	---	---
講習場所	---	受講番号	---	---	性別	---

運 転 技 能 診 断 票

氏 名		歳	年 月 日実施
年 月 日生		年 月 日 免許取得	
発進時及び その直後の印象			
注 意 の 仕 方	視 点……	近い、 一点集中、 片寄り、 むら	
	状況確認……	中途半端、 遅れ、 見落とし、 わき見	
	危険予知……	殆どなし、 甘い、 やや甘い	
運 転 操 作	ハンドル……	ふらつき、 とられ、 遅れ、 急、 やや急	評 価 値
	ブレーキ……	遅れ、 急、 やや急、 不要、 予告制動、 ハンドブレーキ	
	アクセル……	むら、 急、 やや急、 エンジンブレーキ	
	クラッチ……	足のせ、 急、 早切り、 不要	
	そ の 他……	全般にあらい、 操作を急ぐ、 ドアロック、 シートベルト	
走 行 特 徴	合 図……	遅れ、 やや遅れ、 忘れ	評 価 値
	速 度……	早すぎ、 徐行せず、 遅すぎ、 流れにのれず	
	停 止……	位置出すぎ、 不完全停止、 不停止	
	信 号……	無視、 軽視、 見込み発進	
	標識・標示……	無関心、 軽視	
	交 差 点……	右小回り、 左大回り、 まごつく、 追い越し、 他車妨害	
	誘 導……	中央線オーバー、 ジグザグ、 走行位置、 通行区分	
	交差判断……	車間距離、 追い越し、 進路変更、 すれ違い	
	弱者保護……	寄りすぎ、 早すぎ、 無関心、 排除	
危険回避……	ハンドル、 クラクション、 回避せず		
性 格 的 特 徴 ・ 運 転 態 度	衝 動 性……	先急ぎ、 せっかち、 あせる、 軽率	評 価 値
	攻 撃 性……	排他、 拒否、 無視、 わがまま	
	自己顕示性……	かっこうをつける、 あえて無理をする	
	気分易変性……	調子っぽい、 気分左右される、 すぐ興奮する	
	神 経 質……	緊張しすぎ、 遅い、 集中できず、 気づかない	
	抑うつ性……	おどおどする、 なんとなく弱気	
	粘 着 性……	転換わるい、 無我夢中、 反応にぶり、 もたつく	
	意志解消……	ぼんやり、 勘違い	
特 異 性……	突飛、 ぶつぶついう、 はな唄まじり、 状況を全く考慮しない		
走 行 中 の 印 象			

【 開始 】 時 分 【 終了 】 時 分 【 走行キロ 】 ～

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回 (かすり傷程度の事故も)	内容： 内容：
違反	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回	内容： 内容：
いつもは（あるいは以前は）、 どんなことに気を配って運転 していますか		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか		
ハットした回数 (そのときの状況は)		(1) ハットしただけ (_____) (2) 思わず操作の変更を指示した (_____) (3) 右足が補助ブレーキの方に動いた (_____)
診断者がハットしたとき、 被診断者が それをどのように感じたか。		(1) 別にどうも思わなかった (2) なんとなく、危険を覚えた (3) やや危険に思った (4) ハットした (5) ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした
アドバイスされた内容について どのように感じたか		(1) それに気付いていなかった 【具体的に】 (2) そう言われれば、そのように思う (3) 部分的に、そのとおりだと思った (4) まったく、そのとおりだと思った (5) 自分に当てはまらないと思った
自分にどのような運転時のクセ があると思っていたでしょう		
それが運転時に、 危険として あらわれないように、 どの程度の努力をしていたか		(1) とくに改善しようなどとは思わなかった (2) ときどき、思い出すたびに改善を試みている (3) いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた (4) 改善しようと思いつきながら運転することが多かったといえる (5) その他 (_____)

別記様式第8号

第 号	
取消処分者講習終了証明書再交付申請書	
年 月 日	
青森県公安委員会 殿	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
再交付を申請する理由	
受 講 日	年 月 日 (講習最終日)
受 講 場 所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

青森県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

取消処分者講習実施計画書

年 月 分	年 月 分	年 月 分
日 ・ 日	日 ・ 日	日 ・ 日
日 ・ 日	日 ・ 日	日 ・ 日
日 ・ 日	日 ・ 日	日 ・ 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

取消処分者講習結果報告書

第 号

年 月 日

青森県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を

年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	住 所	指導員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

青森県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

取消処分者講習月間実施報告書 (月)

1 実施回数・受講者数

区 分	実施回数		受講者数					
			男		女		合計	
	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒
四輪学級								
二輪学級								
合 計								

2-1 四輪学級の年齢別・処分別講習実施状況

区 分	欠 格 期 間										拒 否		禁 止		合 計	
	1年		2年		3年		4年		5年以上		一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒
	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒						
19歳以下																
20～24歳																
25～29歳																
30～39歳																
40～49歳																
50～59歳																
60～69歳																
70歳以上																
合 計																

() は女性内数

2-2 二輪学級の年齢別・処分別講習実施状況

区 分	欠 格 期 間										拒 否		禁 止		合 計	
	1年		2年		3年		4年		5年以上		一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒
	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒						
19歳以下																
20～24歳																
25～29歳																
30～39歳																
40～49歳																
50～59歳																
60～69歳																
70歳以上																
合 計																

() は女性内数

3 処分原因別受講状況

(1) 一般

区 分	交 通 事 故			交 通 違 反				不 明	計
	死 亡	重 傷	軽 傷	無免許	飲酒	速 度	その他		
四輪学級									
二輪学級									
合 計									

() は女性内数

(2) 飲酒取消講習

区 分	交 通 事 故			交 通 違 反				不 明	計
	死 亡	重 傷	軽 傷	無免許	飲酒のみ	速 度	その他		
四輪学級									
二輪学級									
合 計									

() は女性内数

4 欠格期間経過別受講人数

区 分	欠 格 期 間 経 過 年 数									
	期 間 内		1 年未 満		1 ～ 2 年		2 ～ 3 年		3 ～ 4 年	
	一 般	飲 酒	一 般	飲 酒	一 般	飲 酒	一 般	飲 酒	一 般	飲 酒
四輪学級										
二輪学級										
合 計										

区 分	欠 格 期 間 経 過 年 数				合 計	
	4 ～ 5 年		5 年 以 上			
	一 般	飲 酒	一 般	飲 酒	一 般	飲 酒
四輪学級						
二輪学級						
合 計						

() は女性内数